

介護予防・日常生活支援総合事業について

(地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所)

平成28年2月17日

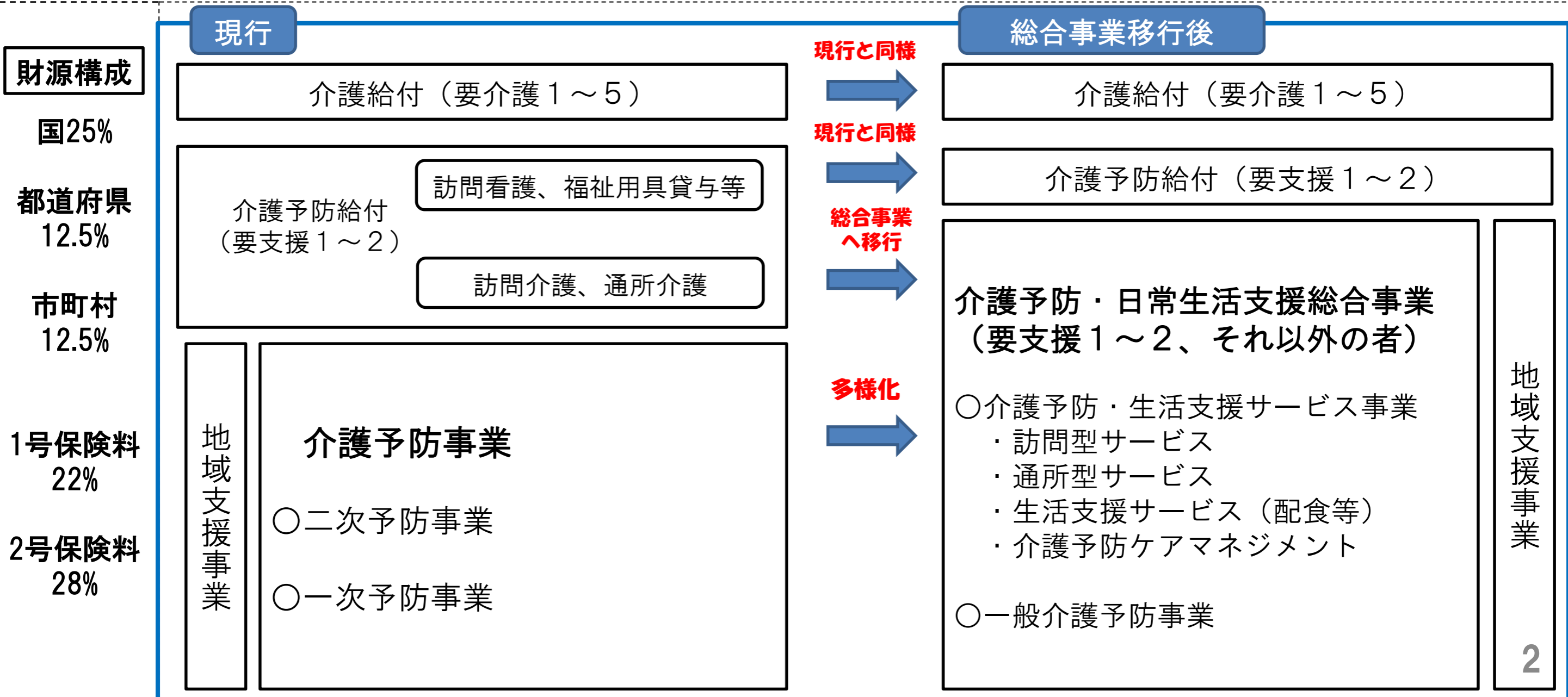
木更津市福祉部高齢者福祉課



介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・

- 平成26年の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村がH29.4までに実施する。
- 介護予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に位置づけられる。
- 総合事業は介護保険制度に位置づけられた事業であり、公費及び保険料の財源構成は従来と変わらない。

現行制度との比較



木更津市における総合事業の移行時事業メニュー

訪問型サービス・通所型サービス

○現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス

現行の介護予防給付に相当するサービスで介護事業所が実施主体。基準、単価、サービス内容については国が示すため現行と同等。指定の方法により実施する。

○緩和した基準によるサービス

介護予防給付の基準を緩和したサービスで介護事業所等が実施主体。市が指定する研修を修了した介護事業所等被雇用者が生活支援サービスを提供する。指定または委託の方法により実施。基準、サービス内容については旧介護予防に相当するサービスよりも緩和し、費用も単価に設定。

○短期集中予防サービス

旧二次予防対象者向けの介護予防事業に相当するサービス。専門職（保健師、PT、OT等）により3ヶ月程度の期間で機能訓練を行う。事業者指定または委託の方法により実施。

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援に相当するサービスで地域包括支援センターが実施する。要件を緩和したサービスを設け、費用額の抑制、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託の促進を図る。

- ケアマネジメントA** 介護予防支援と同等のサービス。要件単価も同等
- ケアマネジメントB** Aからアセスメント頻度やサービス担当者会議を緩和した類型
- ケアマネジメントC** 初回のみケアマネジメント

現在のサービスを継承するもの

- 高額介護サービス費相当事業
- 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

一般介護予防事業

従来の二次予防対象者、一次予防対象者の区別をなくし、一体として介護予防事業を行う。

総合事業への移行

訪問型サービス・通所型サービス

- 木更津市の総合事業への移行時期は、平成28年3月1日。
- 一斉に移行せず、3月は新規申請者のみ移行する。（区分変更申請により、要支援認定を受けた者も含む）
- 平成28年4月1日以降は、新規申請及び更新申請により要支援認定を受けた被保険者について、順次、総合事業へ移行する。

年月		H27		H28		
		12月	1月	2月	3月	4月
新規申請					総合事業へ移行	
要支援 認定更新	3月更新		更新手続		予防給付を継続	
	4月更新			更新	手続	総合事業へ移行
	5月更新				更新手続	

介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する

- 現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する。
- 総合事業においても指定基準、報酬・加算等を含めて、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準による訪問型サービス及び通所型サービスを実施する。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の基準を緩和したサービスを実施する

- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護の基準を緩和したサービスを新たに設ける。
- 緩和類型サービスに係る基準（人員配置基準、施設基準、運営基準）及び報酬・加算等は別途示す。
- 緩和類型サービスの従事者は、市が実施する研修を修了していることを要件とする。
→市が実施する研修の詳細は別途示すが、事故発生時の対応、清潔の保持、個人情報の保護に係る内容は必須事項として盛り込む予定である。

サービスの類型（訪問型サービス）

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定している。

基準	現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

サービスの類型（通所型サービス）

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○通所型サービスは、現行の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		○ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

利用者との契約と総合事業の移行時期

総合事業によるサービス提供には、新たに利用者との契約が必要

- 総合事業によるサービス提供にあたっては、新たに利用者との契約及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要となる。

※現在の介護予防支援の提供に係る契約は「介護予防支援の提供」に関する事項であるため、総合事業には適用されない。

そのため、総合事業による介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結しなければならない。

- 平成28年3月1日時点で要支援認定を受けている被保険者の総合事業への移行時期は、認定有効期間終了後から随時移行するものとする。（平成28年3月1日から要支援認定有効期間が開始する者は、この更新認定期間終了後から総合事業へ移行する。

例1：平成28年2月29日まで要介護(支援)の認定を受けている被保険者が、3月1日から要支援の認定を受けた場合は、この認定の要支援認定有効期間までは、予防給付が継続する。

例2：平成28年7月31日まで要介護(支援)の認定を受けている被保険者が、8月1日から要支援の認定を受けた場合は、7月31日までは介護(予防)給付が継続し、8月1日から総合事業へ移行する。

- 区分変更申請をした結果、却下や要支援認定により認定区分が要支援となった場合は総合事業へ移行する。

例1：平成28年7月31日まで要支援1の有効期間がある被保険者が、平成28年3月15日に区分変更申請し要支援2の判定を受けた場合 → 平成28年3月15日から総合事業へ移行する。

例2：平成28年7月31日まで要支援1の有効期間がある被保険者が、平成28年3月15日に区分変更申請し却下の判定を受けた場合 → 平成28年3月15日から総合事業へ移行する。

- 木更津市に住民票がある住所地特例者についても、同様の取扱いとする。

介護予防ケアマネジメント（その1）

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施

- 介護予防支援と同様に、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施する。
- 介護予防支援と同様に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託もすることができる。

介護予防ケアマネジメントを提供するのは、総合事業によるサービスのみを提供するとき

- 介護予防ケアマネジメントが提供されるのは、要支援者や事業対象者に訪問型サービスや通所型サービス等の総合事業によるサービスのみを必要とするとき。
- 総合事業と福祉用具貸与や訪問看護等予防給付サービスを必要とする場合は、現行の介護予防支援と同様である。

（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の対応表）

	要支援者 （予防給付のみ）	要支援者 （予防給付＋総合事業）	要支援者 （総合事業のみ）	事業対象者
介護予防ケアマネジメント			○	○
介護予防支援	○	○		

指定居宅介護支援事業所に再委託する場合も新規に委託契約が必要

- 地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託する場合も新規に委託契約を締結することが必要になる。

介護予防ケアマネジメント（その2）

総合事業移行後も更新認定前は介護予防支援を継続し、更新認定後に提供するサービスにより、ケアマネジメントの方法が異なる

- 平成28年3月1日時点で要支援(介護)認定を受けている被保険者は、提供するサービスの内容により認定有効期間終了後から介護予防ケアマネジメントに移行する。

※例えば、平成28年7月31日まで要支援(介護)の認定を受けている被保険者が8月1日から要支援の認定を受けた場合は、7月31日まで介護予防給付が継続し、8月1日から総合事業だけサービスを必要とする場合は介護予防ケアマネジメントAに変更し、福祉用具貸与等介護予防給付が含まれる場合は引き続き介護予防支援が継続します。

実施する介護予防ケアマネジメントは、当分の間、介護予防ケアマネジメントAを用いる

- 実施する介護予防ケアマネジメントは、当分の間、介護予防ケアマネジメントAを用いる（介護予防支援と同様式、同内容）。
- 多様な介護予防・生活支援サービスが提供できるようになった時点で、緩和した介護予防ケアマネジメントの方法を取り入れる。
- 多様な介護予防・生活支援サービスとは、緩和類型サービス、住民主体サービス及び生活支援サービス（配食等）等である。これらのサービスが提供できるようになった時点で緩和した介護予防ケアマネジメントが必要となるため、多様な介護予防・生活支援サービスを構築しつつ、緩和した介護予防ケアマネジメントの方法も検討する。

介護予防ケアマネジメントの契約に際しての注意点

- 介護予防ケアマネジメントを開始するときは、利用者に重要事項説明を行うこと。
- 介護予防ケアマネジメントの契約を利用者で行う際には、新しい契約書様式をご活用ください。（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通様式の契約書が望ましいです。）

介護予防ケアマネジメントの委託料

類型	利用サービス	実施機関	利用者	算定単位
介護予防ケアマネジメント A	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護相当サービス ○介護予防通所介護相当サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○地域包括支援センターの委託を受けた指定居宅介護支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者 ○事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ケアマネジメント：430単位（4,390円） ○初回加算：300単位（3,063円） ○介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：300単位（3,063円）

【介護予防ケアマネジメントの類型】

国からは3類型が示されているが、本市においては、当分の間、介護予防ケアマネジメントAのみを実施します。

○介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスを利用する場合に実施します。

○介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス以外の多様なサービスを利用する場合等に実施しますので、緩和類型サービスの創設にあわせて活用を検討していきます。

○介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

生活支援サービスや住民主体サービス等を利用する場合に実施します。利用者本人が実施の状況、目標達成等を確認しながら実施するものであるため、「介護予防手帳」の導入を含めて検討していきます。

基本チェックリストの扱いは、当分の間は限定的とする

- 新規申請及び更新申請による基本チェックリストは当分の間は、使用しない。
- 認定の結果「非該当」になった方に対して地域包括支援センターが基本チェックリストを用いてケアマネジメントを行い、必要に応じてサービスに結びつけます。
- 基本チェックリストの導入にあたっては、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス以外の緩和類型なサービス、生活支援サービス、住民主体サービス等を利用する場合等に実施しますので、多様なサービスの創設にあわせて活用を検討していきます。
- 基本チェックリストの導入に合わせて、介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）や介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）の導入を行う予定です。

まとめ

○木更津市では、平成28年3月1日に総合事業へ移行する。

移行にあたり、現行の介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスのみで移行する。いずれも、国保連合会を経由した審査・支払で実施する。

○一斉に移行せず、平成28年3月は新規申請者のみ移行する。

平成28年4月1日以降は、新規申請及び更新申請により要支援認定を受けた被保険者について、順次、総合事業へ移行する。

○平成28年3月1日時点で要支援認定を受けている被保険者の総合事業への移行時期は、認定有効期間終了後から随時移行するものとする。ただし、平成28年3月1日から要支援認定有効期間が開始する者は、この更新認定期間終了後から総合事業へ移行する。

○平成27年3月31日時点で指定を受けている介護予防訪問介護事業所と介護予防通所介護事業所は総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの指定申請は不要

○平成27年4月1日以降に指定を受けた介護予防訪問介護事業所と介護予防通所介護事業所は新たに木更津市長へ指定申請し、総合事業の事業所として指定を受けないとサービス提供ができない。

○介護報酬は、現行の包括報酬を基本とする。

○介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、新たに利用者との契約及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要